

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 5 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(A)

研究期間：2011～2014

課題番号：23243008

研究課題名(和文) 国際刑事裁判所規程の侵略犯罪関連規定の総合的研究

研究課題名(英文) Crime of Agression: Comprehensive Study on the Kampala Amendment of the ICC Statute

研究代表者

真山 全 (Mayama, Akira)

大阪大学・国際公共政策研究科・教授

研究者番号：80190560

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 16,000,000円

研究成果の概要(和文)：国際刑事裁判所(ICC)規程の2010年締約国カンパラ会議決議で採択された侵略犯罪に関する規定を包括的に分析し、侵略犯罪の定義、構成要件、管轄権行使条件、安保理事会の統制の範囲、個人の刑事責任の形態、及び国の協力義務その他における問題点を抽出した。こうした条約の精密な文理解釈の他、ICCが侵略犯罪を裁くということが国際の平和及び安全の維持に関する安保理事会の権限とどう関係するののかも見た。

この検討は、日本が侵略犯罪に関する規定を受諾するか否かを判断する際の基礎的な知見を提供するものであって、本科研関係論文は外務防衛当局の他、国会の審議においても有用な資料となろう。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this project is to comprehensively analyse the Kampala Amendment of the International Criminal Court(ICC) Statute on the Crime of Aggression. The issues which it has examined are: the definitions of act of aggression and crime of aggression; elements of crime of aggression; conditions of exercise of jurisdiction, scope of control by the UN Security Council; character and forms of individual criminal responsibility, cooperation between the ICC and States. In addition to these analysis on articles, the project considers the role and function of the ICC in the field of international security and its interrelationship with the UN Security Council.

Furthermore, this study provides important guidelines to the Japanese Ministries of Foreign Affairs and Defense, when they consider the accession of Japan to the Amendment. The project could also show issues which should be discussed at the National Diet when it approves the Japanese accession.

研究分野：国際法

キーワード：国際法 国際刑事法 国際刑事裁判所 侵略犯罪 侵略行為 平和に対する罪 ローマ規程 ICC

1. 研究開始当初の背景

国際刑事裁判所 (ICC) 規程のうちの 2010 年にカンパラで採択された侵略犯罪に関する改正規定を国際法と刑法の双方から精密に分析することは、学界及び実務の双方から必要な作業でありながら、本格的には着手されていなかった。また、日本の外交当局がこれにどのような見解を有しているかも重要であるが、外務省との共同研究の企図もみられなかった。このため国際法研究者を中心とし、刑法の専門家の参加を得た上で、外務防衛関係者に参集願って同規程の総合的な検討をする必要があった。また、同改正規定は、早ければ 2017 年に発効するため、それ以前に総合的な検討を了する必要があるためこの科研が申請された。

2. 研究の目的

国際刑事裁判所規程カンパラ改正で追加された新規定及び附属文書を精密に文理解釈し、その意義を評価するとともに、解釈上問題がある箇所を特定することを第一の目的とした。このため、改正規定を侵略犯罪定義と侵略犯罪処罰の管轄権行使規定に大別して分析を行う必要があった。さらに諸外国の本件に関する対応を分析し、処罰国内法制定などの動きを追う必要もあった。

解釈上の問題点の抽出が学問的には第一の目的であったが、さらに、そうした問題点を認識しつつ、日本が改正規定を受諾するか否か、及びその際に国内法を改めて制定する必要があるか、といった政策上の判断に必要な全ての知見を揃え、これを外交防衛当局に提供するとともに、主権者である国民及び国会に論文公表のかたちで提供し国会審議でも実質的な議論が可能となるように確保することが第二の目的であった。

3. 研究の方法

研究方法は極めて伝統的なものである。まずは、ICC 規程とカンパラ改正の起草過程に関する主要文書を収集し、検討した。さらに、内外の関係文献を精査し、主要な解釈上の問題を分析した。

さらに、関係の研究者が関係国を訪問し、当該国の国内法の資料をみつめた。また、特に独及び蘭の専門家を招聘して、見解を聴取した。

4. 研究成果

(1) 研究成果は、侵略犯罪の定義及び管轄権行使規定の解釈上の問題の分析及び関係当局の政策判断要素の提示の二目的の双方において注目すべき成果を上げた。これは下記のような科研研究会の議論の成果である。さらに、国際法学会でも 2013 年及び 2014 年の研究大会でこの科研研究会構成員の多数が報告を行ったことも特筆される。この国際法及び刑法の両分野の専門家、外務省及び防衛省の担当官、並びに右の指導を受けている

大学院生等から構成されるこの科研研究会は、現時点において ICC 規程全般及びカンパラ改正に関し最も豊富な知見を有する集団であると自負される。2015 年度から右集団を実質的に継承する新科研申請が承認されなかったことは右集団の力量と新計画に対する正しい認識の結果とは思われず日本の学界の将来を考えれば惜しまれるほどである。

(2) 研究会は、代表、分担者、協力者の他、外務省国際法課担当官、陸海空自衛隊法務担当者を加えて毎回 30 人ほどが出席して、科研期間 4 年間に 18 回開催された。その新しいものから示せば、以下の通りである。

2014(平成 26)年度

この年度は最終年度であって、総括的な報告、今後の課題の提示といった報告がなされた。第 18 回研究会(2015.3.1,早大)では、洪恵子「テロリストはどこで処罰されるべきか - 軍事審問委員会 military commissions の再検討」、及び山下涉(阪大大学院博士後期課程)「戦後軍事裁判と指導者要件-国際刑事裁判所規程第 8 条 bis「侵略犯罪」人的処罰範囲-」の報告があった。第 17 回研究会(2014.12.23,阪大)では、新井京「安全保障理事会による『行動』の『刑法化』」及び木原正樹「国家の『侵略行為』を前提とする個人の『侵略犯罪』-『侵略犯罪』の安保理付託と『指導者』要件を中心に-」が報告された。

その前の第 16 回研究会(2014.7.19,専大)では、真山全「侵略犯罪に関するローマ規程カンパラ改正 - 同意要件導入及び普遍主義消極的評価 -」、新井京「国際刑事裁判所規程改正規定における侵略犯罪および侵略行為の『定義』」、青山健郎(外務省国際法課法律顧問官)「日本の批准に際し考慮すべき論点」、田中利幸「国内刑法から見た『侵略犯罪』規定と国内法のあり方」の四報告がなされたがこれは同年 9 月新潟開催の国際法学会報告の事前調整を兼ねていた。これらがほぼそのまま国際法学会で報告され、侵略犯罪研究の現状が国際法学会全体に初めて周知された意味は大きかった。その点では科研最終年度に学会がこの問題を取り上げたことは評価される。なお、この学会では本科研負担によって独のクレス教授が招請され関係報告を行った。これも本科研研究会があっただけで実現したものであった。

第 15 回研究会(2014.4.20,専大)では、北野嘉章(静岡県立大学 助教)「侵略犯罪に対する ICC の管轄権行使と犯罪行為地国・被疑者国籍国の同意」の他、外務省担当官であった篠原亮子(外務省国際法局国際法課 課長補佐)「侵略犯罪改正規程の批准に当たり整理が必要な法的論点」が報告された。前者は後に新潟における国際法学会でも報告された。後者は、日本の受諾上の問題点が外交当局から明らかにしたという点で大きな意

義があった。

2013(平成 25)年度

3年目のこの年度では、外国専門家招請の研究会等が開催され、関心のある科学研究会以外の日本の国際法専門家も出席してそれぞれ活発な議論が行われた。第14回研究会(2013.12.1, 同大)では、L. van den Herik (Professor, Leiden University) "Drones and International Law" という報告がなされ戦争犯罪との関係も議論された。第13回研究会(2013.9.22, 阪大)では、新進の国際法学者にこの分野の研究を推奨するという意図もあって、竹村仁美(愛知県立大准教授)「国家元首等の刑事管轄権免除 国際刑事裁判所、締約国、非締約国との関係」、木原正樹「国際刑事法上の主体としての個人」、竹内真理(岡大准教授)「国際刑事裁判所と普遍管轄権」、越智萌(阪大大学院博士後期課程)「国際刑事裁判所体制における被疑者の権利 国家との垂直的・補完的關係において」の報告があった。これらは同年の静岡における国際法学会のパネル報告ともなっており、研究会の成果が国際法学会でも披露されることになった。第12回(2013.6.22, 専大)においては洪恵子「侵略犯罪に関する改正規定を批准するに際しての法的問題点の整理」、妻木伸之(中央大学法学部通信教育課程インストラクター)「スーダン(ダルフール)事態・バシール事件 - バシールの逮捕・引渡しに関するマラウイによる非協力についての決定 -」があった。

2012(平成 24)年度

この年度でも国際法その他、刑法からの積極的な研究報告があり2年目のこの年で概ね研究の成果の基本的な部分が出揃ったと考えられる。第11回研究会(2013.3.9, 法大)では、田中利幸「規程 25 条と国内法との対比」、仲宗根卓(阪大大学院法学研究科博士後期課程)「ICC 規程第 8 条 2 項(e)の改正について - 決議(RC/Res.5)の考察を中心に -」があり、刑法と武力紛争法の双方の報告をみた。第10回研究会(2013.1.27, 阪大)においては新井京「ローマ規程改正規定における侵略行為及び侵略犯罪の定義」報告があり、それに対するコメンテーター松山沙織(阪大大学院法学研究科博士前期課程)が付された。また、越智萌(阪大大学院法学研究科博士後期課程)「国際刑事裁判所の事件選別過程における重大性概念の機能」もあった。第9回侵略犯罪研究会(2012.12.15, 専大)では、侵略犯罪研究では避けて通れない安保理事会との関係に関する報告がなされた。すなわち森川幸一「侵略犯罪と国連安保理の権限」である。また、外国重要論文紹介として高嶋陽子(専大大学院法学研究科博士後期課程) Michael P. Scharf, "Universal Jurisdiction and the Crime of Aggression," *Harvard International Law Journal*, Vol. 53, No. 2 (Summer 2012) pp. 357-389 もあった。第8回研究会(2012.11.3,

同大)も古谷修一 "The Crime of Aggression as a Leadership Crime: The Best Comes Last?" 報告にコメンテーター妻木伸之(中央大学法学部通信教育課程インストラクター)が付された。さらにこの回では、独の専門家 C. Kress (Professor, University of Cologne) "The Crime of Aggression and the Principle of Complementarity under the ICC Statute: Legal and Legal Policy Issues after the Kampala Breakthrough" があった。改正受諾で先行する独からの報告として注目された。第7回研究会(2012.7.29, 海自幹部学校)では、田中誠(防大准教授)「刑法理論における『侵略犯罪』の特徴 - 比較法的視点から -」及び竹村仁美(九州国際大准教授)「国家元首、政府高官の特権免除と侵略犯罪」の二報告があった。第6回研究会(2012.5.26, 阪大)では、永福誠也(海自衛隊幹部学校)「平和に対する罪等を裁いたアメリカの軍事裁判機関 - 『ニュルンベルグ軍事裁判所』との比較を通じた国際刑事裁判所の評価 -」及び山下渉(阪大大学院国際公共政策研究科博士後期課程)「国際刑事裁判所規程『侵略犯罪』における指導者要件と JCE の法理」が報告された。これら6回と7回の研究会のように本科学研究会は自衛隊法務関係者の積極的な参加を要請し、これによって従前それらの国際法的知見は十分ではなかったことを是正する効果ももたらしたと評価される。

2011(平成 23)年度

この年度は初年度であり研究会の設置と運営事項の決定などで協議した他、以下のような研究会報告がなされた。初年度からこうした本格的な報告があったことは構成員がすでにこの問題について十分な知見を持っていたことを示す。第5回研究会(2012.3.23, 外務省)においては新井京「侵略犯罪に関する改正に対する日本の立場」及び村井伸行(外務省国際法局国際法課事務官)「侵略犯罪に関する改正の発効条件及び管轄権行使条件に関する検討」があった。第4回研究会(2012.1.7, 早大)では洪恵子の論文紹介: クラウス・クレス、レオニー・フォン・ホルツェンドルフ(訳 洪恵子・越智萌)、「侵略犯罪に関する『カンパラ合意(Kampala Compromise)』」、三重大学法経論叢第29巻第2号掲載予定(原文:Claus Kress and Leonie von Holtzendorff, "The Kampala Compromise on the Crime of Aggression," *JICJ*, Vol. 8, Issue 5, pp. 1179-1217.) 及び瀬田真(早稲田大学法学研究科博士後期課程)の論文紹介: Beth Van Schaack, "Par In Parem Imperium Non Habet: Complementarity and the Crime of Aggression," *Santa Clara University Legal Studies Research Paper*, No. 15-11, June 2011. があった。第3回研究会(2011.10.29, 阪大)においては、真山全「ICC 規程侵略犯罪関連条文の逐条的分析」及び木原正樹「国家の『侵略行為』を前

提とする個人の『侵略犯罪』-カンパラ会議で合意された『侵略犯罪』の定義をめぐって-」の報告がなされた。前者の報告はこれからの4年間の研究の方向性を示すため全論点を包括的に扱ったものであった。第2回研究会(2011.9.5,防衛省)では洪恵子「移行期正義と国際刑事裁判-国際刑事裁判の機能変化と課題-」の報告があった。第1回研究会(2011.7.23,専大)では研究代表及び分担者が会合し、研究の方針・割り当て等について合意がなされた、その後の研究会はそれに従い極めて順調に運営され多くの成果を上げた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び研究協力者には下線)

[雑誌論文](計18件)

1. 真山全、侵略犯罪に関する国際刑事裁判所規程カンパラ改正の戦争犯罪処罰に与える影響、小松一郎追悼論文集 国際法の実践-小松一郎の生涯、2015、査読無。
2. FURUYA Shuichi, Draft Procedural Principles for Reparation Mechanisms, ILA Reports of the 76th Conference, Vol.1, 2015, pp. 782 - 813, 査読無。
3. 森川幸一、国際法上の国家の資格要件と分離独立の合法性、専修大学法学研究所所報、第50巻、2015、53-64、査読無。
4. 木原正樹、「国際刑事裁判所規程」における正犯の要件-ICCの「コントロール」理論を中心に、国際法外交雑誌、第113巻4号、2015、20-44、査読有。
5. 洪恵子、ICCにおける管轄権の構造、村瀬信也・洪恵子編、国際刑事裁判所(第2版)、東信堂、2014、41-66、査読無。
6. 新井京、侵略犯罪、村瀬信也・洪恵子編、国際刑事裁判所(第2版)、東信堂、2014、180-226、査読無。
7. 古谷修一、国際刑事裁判権の意義と問題-国際法秩序における革新性と連続性、国際刑事裁判所[第2版]、2014、3-40、査読無。
8. 森川幸一、侵略、武力行使、戦争・武力行使の違法化、小笠原高雪他編 国際関係・安全保障辞典、2013、155-275、査読無。
9. 古谷修一、国際刑事裁判システムの国際法秩序論、法律時報、第85号、2013、32-36、査読無。
10. 洪恵子、移行期の正義(Transitional Justice)と国際刑事裁判-国際刑事裁判の機能変化と課題-、国際法外交雑誌、第111巻2

号、2012、29-54、査読有。

[学会発表](計13件)

1. 真山全、国際刑事裁判所規程カンパラ改正-侵略犯罪処罰規定の導入及び戦争犯罪処罰規定の追加-、名古屋大学大学院国際開発研究科招待講演、2015年3月7日、名古屋。
2. FURUYA Shuichi、Victim Participation, Reparation and Reintegration as Historical Building Blocks of International Criminal Law, International Symposium "Historical Origins of International Criminal Law, 2014年11月29日~11月30日、New Delhi (India)。
3. 真山全、侵略犯罪に関するローマ規程カンパラ改正-同意要件導入及び普遍主義消極的評価-、国際法学会、2014年9月19日~9月21日、新潟。
4. 新井京、国際刑事裁判所規程改正規定における侵略犯罪および侵略行為の「定義」、国際法学会、2014年9月19日~9月21日、新潟。
5. 田中利幸、国内刑法から見た「侵略犯罪」規定と国内法のあり方、国際法学会、2014年9月19日~9月21日、新潟。
6. KO Keiko、A Reappraisal of the International Tribunals, International Bar Association Annual Conference Tokyo 2014、2014年10月19日~10月24日、東京。
7. 木原正樹、国際刑事司法上の主体としての個人、国際法学会、2013年10月14日、静岡県立コンベンションセンター。

[図書](計3件)

1. 村瀬信也・洪恵子編、東信堂、国際刑事裁判所(第2版)、2014、398頁、査読無。
2. 森川幸一 他編、信山社、プラクティス国際法講義、2013、415頁、査読無。

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：

種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

真山 全 (MAYAMA, Akira)
大阪大学大学院国際公共政策研究科・教授
研究者番号：80190560

(2) 研究分担者

田中 利幸 (TANAKA, Toshiyuki)
法政大学法学部・教授
研究者番号：60114980

森川 幸一 (MORIKAWA, Koichi)
専修大学法学部・教授
研究者番号：70134434

古谷 修一 (Furuya, Shuichi)
早稲田大学法学学術院・教授
研究者番号：50209194

洪 恵子 (KO, Keiko)
三重大学人文学部・教授
研究者番号：00314104

新井 京 (ARAI, Kyo)
同志社大学法学部・教授
研究者番号：10319436

(3) 研究協力者

木原 正樹 (KIHARA, Masaki)
神戸学院大学法学部・准教授
研究者番号：90461011

河野 桂子 (KONO, Keiko)
防衛省防衛研究所・主任研究官
研究者番号：防衛研究所研究官に右番号は
付与されていない。